

科目名	職業倫理(J3)【ゼミナール】								
分類コード	法規 401	学年	J3	時期	前期	必修	○	単位	3
講義形態	ライブ講義								
受講の前提及び事前準備									
法規 301「職業倫理【その1】（職業倫理に関する諸規程の理解）」を受講しておくこと。 以下の関連する法令、基準等を通読しておくことが望ましい。 ・ 倫理規則のうち、 倫理規則の手引 1 項 倫理規則の目的 パート1 倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守 パート4 セクション 600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供 等 ・ 罰則の根拠となる監査基準（監基報 240 及び監基報 330）等									
講義内容（指導目的）									
1. 日本公認会計士協会の定める倫理規則、特にパート4 セクション 600 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供の内容と独立性の阻害要因及びセーフガードの関連性を理解する。 2. 日本公認会計士協会の自主規制について理解する。 以下のようなプロセスをもってゼミナールを進める。 ・ チームにおける役割分担、及び時間配分を決定する。 ・ ゼミナールの出題テーマをよく理解し、チーム内で深堀して論点分析等を行う。 ・ 自分の知識や経験に基づく意見を述べるとともに、同じチーム内の他の補習生の意見・考えを理解しながら議論を続ける。 ・ 発表事項を取り纏める。 ・ 他のチームに対して発表を行う。 ・ 他のチームの発表を聞き、自ら若しくはチームとしての意見を述べる。 3. 「職業倫理(J3)」のゼミナールを通じて、チーム内若しくは他チームの相手の立場や考え方を理解し、様々な角度から物事を考えることのできる柔軟な思考の土台となる幅広い専門知識、教養等を学ぶ。									
キーワード									
倫理規則、非保証業務、独立性、PIE、会計事務所等又はネットワーク・ファーム、自己レビュー、阻害要因、監査役等とのコミュニケーション、罰則、日本公認会計士協会の自主規制、金融庁による行政処分									
到達目標									
1. 倫理規則について説明することができる。 2. 非保証業務の提供における独立性に関する規則の強化について説明することができる。 3. 監査の過程で生じる情報又は事項に関連して提供される可能性のある助言及び提言の例について説明することができる。 4. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁による行政処分との関係を説明することができる。									
参考文献									
・ 倫理規則 2024 年 7 月 18 日 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240724edw.html									